

令和 5 年度 石川県内部統制評価報告書

地方自治法第 150 条第 4 項の規定により、内部統制の評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

県においては、効率的かつ効果的で適正な事務の管理及び執行を確保していくため、地方自治法第 150 条第 1 項の規定により、「石川県内部統制基本方針」(令和 2 年 3 月 31 日策定。以下「基本方針」という。)を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制の整備及び運用を行っています。

基本方針等に基づいて制度の円滑な運用に努めるとともに、整備状況や運用状況の評価結果等を踏まえ、必要に応じて制度の見直し等に努めていきます。

2 評価手続

令和 5 年度を評価対象期間とし、令和 6 年 3 月 31 日を評価基準日として、基本方針に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の整備状況及び運用状況を、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成 31 年 3 月総務省公表)を参考に、評価しました。

3 評価結果

上記のとおり評価作業を実施したところ、県の財務に関する事務に係る内部統制は、別紙のとおり、実施体制が有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されていたと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和 6 年 7 月 22 日

石川県知事 馳 浩

令和5年度内部統制の評価について

1 全庁的な内部統制

(1)整備状況

次のとおり、実施体制を整備している。

- 石川県内部統制基本方針(R2.3.31 策定)
- 石川県内部統制実施要綱(R2.3.31 策定)
- 内部統制実施マニュアル(R2.4.1 策定)

(2)運用状況

推進・評価部局(行政経営課、管財課、出納室)において、

- 内部統制の実施にあたり、各所属向けの説明動画を配信している。
- 各所属からの実施状況の報告を受け、対応を助言するなど、進捗管理を行った。
- 全庁的な実施状況等について評価を行った。

2 業務レベルの内部統制

(1)整備状況

各所属において、マニュアルや過去の定期監査等の指摘、所属固有のリスク等を勘案して、チェックリストを整備した。

(2)運用状況

- 各所属において、事務の執行について、随時、チェックリストに基づき点検を行うとともに、定期的に自己評価を行った。
 - 評価部局において、各所属の自己評価を確認し、不適切事例の対応策が適切か確認した。
 - 対象事務 : 財務事務(予算の執行、収入、支出、契約、財産管理 等)
 - 対象所属 : 知事部局(本庁、出先機関)
 - 対象期間 : R5.4~R6.3
 - 評価時期 : 年 2 回(R5.10、R6.3)
 - 評価結果
 - ・不適切事例の件数 : 115 件(本庁:51 件、出先機関:64 件)
 - ・不適切事例の内訳 :
 - 収入事務 15 件(調定誤り、現金領収事務の誤り 等)
 - 支出事務 48 件(資金前渡の取扱い誤り、支払い遅延、債権者誤り 等)
 - 契約事務 13 件(契約遅延、予定価格誤り 等)
 - 財産事務 36 件(公有財産の異動報告漏れ 等)
 - その他 3 件(補助金等交付事務における誤り 等)
 - ・対応状況 : 全ての不適切事例について、対応策を講じた
 - ・重大な不備事例(※) : なし
- ※県・県民に対し、大きな経済的・社会的不利益を生じさせる蓋然性の高いもの

3 評価

(1)全庁的な内部統制

実施体制が法令に従って整備されており、また、運用について、基本方針や総務省のガイドライン等を参考に評価し、有効と判断

(2)業務レベルの内部統制

不適切事例は増加したが、全ての事例について対応策を講じており、また、事例を踏まえてチェックリストの更新を図っていることから、有効と判断

(3)総合評価

本県の内部統制は、有効に整備され、運用されていたと判断